

(参考 1)

森林における生物多様性保全の推進方策検討会開催要領

平成 20 年 1 2 月 3 日
林 野 庁

第 1 開催の目的

我が国は国土の 3 分の 2 を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のような世界遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっている。

このため、農林水産省では、持続可能な農林水産業の維持・発展のために不可欠である生物多様性の保全を総合的に推進するため、平成 19 年 7 月に、農林水産省生物多様性戦略を策定したところであるが、同戦略を踏まえた森林における生物多様性保全について、適切にフォローアップを行う必要がある。

さらに、平成 20 年 5 月に開催された生物多様性条約第 9 回締約国会議において、同条約第 10 回締約国会議を平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市において開催するとされたところであり、適切な対応を図る必要がある。

こうしたことから、森林における生物多様性保全の推進方策について具体的な検討を図ることとし、森林における生物多様性保全の推進方策検討会（以下「検討会」）を開催する。

第 2 検討会の構成

- 1 検討会の委員は、学識経験者等により構成する。
なお、必要に応じ、構成員以外の有識者の参加を求めることができるものとする。
- 2 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

第 3 検討会の運営等

- 1 検討会は林野庁森林整備部長が招集する。
- 2 検討会の議事の運営は座長が行う。
- 3 検討会は公開とする。検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は非公開とすることができる。
- 4 検討会の庶務は、林野庁研究・保全課が行う。
- 5 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。